

# 菊池市ふるさと納税事業代行業務委託仕様書

## 1 委託業務名

菊池市ふるさと納税事業代行業務

## 2 業務目的

ふるさと納税制度を通じて、菊池市（以下「本市」という。）の魅力を広く発信し、寄附者における寄附手続きの利便性を高め、本市の取組みに共感し応援していただける寄附者を増やすとともに、本市及び本市返礼品のPR、返礼品の販路拡大並びに地場産業の活性化に寄与することを目的とする。

## 3 委託概要

### (1) 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和4年3月31日まで

※令和4年度以降の契約更新等については、本契約に係る業務実績等を踏まえ再度協議するものとする。

### (2) 委託料上限額

#### ① 令和2年度の委託料上限額

330,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### ② 令和3年度の委託料上限額

返礼品に係る一切の費用を含め、寄附金額の50%以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、募集以外に要する費用は含まないものとする。

## 4 前提条件

本市がふるさと納税ポータルサイトとして利用する「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ANAのふるさと納税」、「さとふる」での寄附受付を前提とした業務遂行が可能であること。

## 5 委託業務の内容

(1) 本業務を受託する者（以下「受託者」という。）はインターネット上で本市に対する寄附申込（インターネットを利用した寄附金納付を含む。）及び返礼品等の選択を可能とするポータルサイトを構築し、運営すること。（提携する受付サイトでも可）

(2) 受託者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者として、又は指定代理納付者を指定して寄附者が納付する寄附金を寄附者に代わって本市に代理納付すること。また、本市が別途契約する収納事務委託に基づく寄附金納付に対応すること。

(3) 本市への寄附に係るデータ（寄附者、寄附金及び返礼品等）の管理を行うこと。

(4) 返礼品取扱事業者の開拓を行い、返礼品を開発・提案し、受付サイト等に掲載すること。

(5) 寄附者からの返礼品申込みの受付、返礼品取扱事業者へ返礼品の発注及び配送の管理を行

うこと。

- (6) お礼状、寄附証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書を作成し、寄附者に送付すること。
- (7) ワンストップ特例申請の受付業務を行うこと。
- (8) 本市の魅力や寄附金に係るプロモーションを実施すること。
- (9) 寄附者等からの寄附や返礼品に関する問合せ等に対応すること。
- (10) その他

## 6 委託業務の詳細

### (1) ポータルサイトの構築・運営に関する事項

- ア 寄附の受付、寄附金使途の受付、希望する返礼品の指定受付ができること。
- イ 寄附者がワンストップでインターネットを利用した寄附金納付が可能となる仕組みを提供すること。
- ウ 寄附申込完了又はクレジット決済完了メールが寄附者に送信できること。
- エ 返礼品取扱事業者の在庫状況に応じてポータルサイトの表示切替ができること。
- オ 寄附金額に応じて、寄附者が返礼品を選択できること。
- カ 本市の魅力を効果的に発信することができるポータルサイト等に掲載する返礼品のラインナップを調整すること。
- キ 寄附や返礼品の申込情報をシステムに入力し、データ管理を行うこと。
- ク 受託者は、ポータルサイトの修正・更新・保守管理等を行うこと。
- ケ ポータルサイト内における返礼品ページの写真、詳細ページ作成の際に工夫を凝らすこと。

### (2) 指定代理納付に関する事項

- ア 受託者は、地方自治法施行令第 157 条の 2 で規定する指定代理納付者の要件を満たすものであること。又は、受託者は、あらかじめ地方自治法施行令第 157 条の 2 で規定する指定代理納付者を指定すること。
- イ 使用できるクレジットカードのブランドは、「MasterCard」、「VISA」、「JCB」、「DinersClub」及び「AmericanExpress」とする。なお、それらに加え、受注者が加盟又は提携する国際ブランドマークが付された受託者以外の者が発行するクレジットカードの取り扱いも可能とする。
- ウ 寄附者の利便性の向上のため、クレジットカード決済以外にインターネットを利用した納付方法や郵便振替・銀行振込や現金持込による寄附申込に対応できるようにすること。  
(インターネットを利用した納付以外の入金処理については本市が直接処理するものとする。)
- エ 取り扱う支払い回数は、一括払いとすること。
- オ ポータルサイトで受け付けた寄附金の払込みにあたっては、毎月一定日を締切とし、締切後速やかに本市があらかじめ指定する金融機関の口座へ一括で振り込むこと。  
なお、締切日等の詳細は、別途協議するものとする。
- カ 受託者は、代理納付に関する金銭をその他の金銭と区別して管理し、その保全のために

必要な措置を講じること。

(3) 寄附者、寄附金及び返礼品に関するデータの管理に関する事項

ア 寄附者、寄附金及び返礼品に関するデータについて、随時情報提供が可能であること。

イ 寄附申込状況、寄附金の収納状況及び返礼品の申込み・配送状況等についてデ、データ出力（CSV形式等）できること。

ウ ポータルサイトを介さず本市に直接行われた寄附について、本市から寄附関連情報等（返礼品の申込情報を含む。）の提供を受けた場合、受託者は、寄附関連情報等をシステムに入力し、ポータルサイトからの申込者と同じシステム上でデータ管理を行うこと。

(4) 返礼品の開発・提案及びポータルサイト等への掲載に関する事項

ア 地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に掲げる地場産品基準に基づき、寄附者に提示する返礼品を開発・提案し、本市と協議の後、ポータルサイト等に掲載すること。

イ 本市が提供する情報、受注者が独自に入手した情報等をもとに本市と協議の上、返礼品取扱事業者等と交渉し、新たな返礼品候補の企画・開発を行うこと。

ウ 返礼品については、市内の特産品はもとより、市内で提供されるサービス等、多様な提案を行うこと。

(5) 寄附者からの返礼品申込みの受付、返礼品取扱事業者への返礼品発注及び配送管理に関する事項

ア 受託者は、返礼品の調達・送付等を行うこと。なお、これらの実施に必要となる返礼品取扱事業者との契約等については受託者の責任において対応すること。

イ 返礼品内容に不備等がないか定期的な確認を行うこと。

ウ 受託者は、寄附金の入金を確認した後、返礼品の申込みを受理した場合は、速やかに寄附者が指定する送付先に送付すること。ただし、特段の事情がある場合を除く。

エ 返礼品の調達・送付費用等を月次集計の上、本市に報告すること。

オ 受託者は、返礼品の配送状況を管理するとともに、配送遅滞又は返礼品の梱包箱の破損等、配送に係るトラブルが生じた場合は寄附者等への対応を行うこと。

カ 寄附者や返礼品取扱事業者、本市との各種調整を行うこと。

(6) 寄附者に対するお礼状、寄附証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書等の作成・送付に関する事項

ア お礼状及び寄附証明書を作成の上、寄附者へ送付すること。なお、寄附証明書は、改ざん防止用紙を使用すること。

イ ワンストップ特例申請を希望する寄附者に対し、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第55号の5様式）に寄附者情報を入力の上、送付すること。

ウ 前提条件で記載したポータルサイト以外での寄附受付に対しても、前項ア、イが対応可能であること。

(7) ワンストップ特例申請の受付業務に関する事項

ア 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の審査を行うこと。なお受付完了時は、申請者へメール等にて受付完了通知を行うこと。

イ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル作成支援ツールデータを作成し、本市が

指定する期日までにデータを提出すること。他自治体への送付は本市が行うものとする。

(8) 本市の魅力や寄附金に係るプロモーションに関する事項

ア 新聞や雑誌、各種メディア等による本市の魅力及び寄附・返礼品の周知を実施すること。

イ 本市の魅力や返礼品を効果的に発信することができるよう、ポータルサイト等への掲載方法を工夫すること。

(9) 寄附者等からの寄附や返礼品に関する問合せ等に関する事項

本市へのふるさと納税や返礼品に関する問合せや苦情等に対し、電話又は電子メール等により対応し、適切な回答を行うこと。

(10) その他

委託業務の実施に当たっては、総務省からの通知内容等を含む各種関係法令を遵守すること。

## 7 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報を含む本市の情報資産の取扱いについて情報セキュリティの必要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。また、本業務に係る個人情報については、菊池市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 11 号）に基づき適正に取り扱うこと。

## 8 実績報告

(1) 業務実績報告書に関する事項

ふるさと納税の受付、入金状況等については、毎月 1 日から末日までの実績について、翌月 10 営業日までに提出すること。それ以外にも本市が求めた場合には速やかに作成し、提出すること。

(2) その他成果品に関する事項

前項の業務以外については、提案書、資料、説明書等、成果品完成の都度提出すること。

## 9 その他

(1) 業務の受託者が本市に代理納付する金額から、本市が受託者に支払う本業務の委託料等を差し引くことはできないものとする。

(2) 委託業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、提案した内容を遵守し、実施すること。

(3) 業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(4) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上決定すること。

(5) 受託者は、返礼品取扱い事業者に対し、業務請負契約締結後の返礼品取扱事業者説明会を実施すること。